

# 2026年度 日本学生支援機構給付奨学金および 国の授業料減免【多子世帯の授業料等無償化含む】 家計急変 募集要項 ＜対象：学部＞

【問い合わせ先】

学生オフィス 奨学金係 TEL: 0570-067-670

＜衣笠キャンパス＞（法／産業社会／国際関係／文／デザイン・アート）

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

＜びわこ・くさつキャンパス＞（経済／スポーツ健康科学／食マネジメント／理工／生命科学／薬）

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1

＜大阪いばらきキャンパス＞（経営／政策科学／総合心理／グローバル教養／情報理工／映像）

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150

【キャンパス共通】

窓口時間：月～金 9：30～11：30、12：30～17：00

火のみ 12：30～17：00

（11：30～12：30 および火曜日の午前、土日祝は閉室）

**本奨学金は、成績・資産・入学時期・在留資格など日本学生支援機構が求める要件を満たす必要があります。審査の結果、不採用となる可能性もありますので、日本学生支援機構貸与奨学金（緊急・応急採用）も併せての出願をご検討ください。**

＜個人情報の取り扱いについて＞

今回提出される願書や家計状況を示す書類等の情報は、奨学金の選考に利用されます。また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。あなたの情報は、この利用目的の範囲内においてのみ利用されます。

# 重要

## 日本学生支援機構 給付奨学金 および国の授業料減免（家計急変）と

### 日本学生支援機構 給付奨学金 および立命館大学学費減免（定期採用）との違い

日本学生支援機構 給付奨学金および学費減免（多子世帯の授業料等無償化含む）の制度には、定期採用と家計急変採用がありますが、どちらか一方の制度しか利用することができません。家計急変採用をご検討の場合は、定期採用との違いを、以下の表で確認した上で出願してください。制度の詳細は、それぞれの募集要項を確認してください。

|                   | 定期採用・二次採用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 家計急変採用                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集時期              | 年 2 回（4 月・10 月頃）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 日本学生支援機構が定める家計急変採用の対象となる事由が発生していることが必要。<br>2024/1/1～12/31 発生の事由であれば 2026 年 9 月まで、2025/1/1～12/31 発生の事由であれば 2027 年 9 月まで出願可能 ※1                                                                                      |
| 給付始期              | 4 月(4 月定期採用)、10 月(10 月二次採用)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | スカラネット入力日の属する月                                                                                                                                                                                                     |
| 家計基準<br>(支給額算定基準) | 以下の期間の収入に基づく住民税情報を基に算出<br>●4 月定期採用：2024 年分（1/1～12/31）<br>●10 月二次採用：2025 年分（1/1～12/31）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 以下の期間の収入に基づく住民税情報を基に算出<br>●家計急変の事由に該当した生計維持者：家計急変後の収入<br>●上記以外の生計維持者・学生本人：定期採用・二次採用と同様                                                                                                                             |
| 授業料減免額            | 立命館大学学費減免の減免額を適用<br>(10 月二次採用の場合は、以下金額の半額)<br><br>●1 子 2 子世帯<br>第Ⅰ区分：年額 700,000 円 or 授業料の年額 1/2<br>第Ⅱ区分：年額 466,700 円 or 授業料の年額 1/4<br>第Ⅲ区分：年額 233,400 円 or 授業料の年額 1/4<br>第Ⅳ区分（理工農系）：<br>年額 233,400 円 or 授業料の年額 1/4<br>* 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分は、国の授業料減免額と大学の減免割合のどちらか大きい方の金額が適用<br>* 第Ⅳ区分は、本学独自の家計基準（収入 400 万円、その他所得 57 万円）以下の場合のみ大学の減免割合を適用。<br>* 日本学生支援機構給付奨学金が不採用となった場合、本学独自の区分（収入 400 万円、その他所得 57 万円以下の場合、授業料の年額 1/4 が減免）適用<br><br>●多子世帯<br>第Ⅰ区分：年額 700,000 円 or 授業料の年額 1/2<br>第Ⅱ区分～第Ⅳ区分・多子世帯区分：年額 700,000 円<br>* 第Ⅰ区分は、国の授業料減免額と大学の減免割合のどちらか大きい方の金額が適用 | 国の授業料減免額を適用<br><br>第Ⅰ区分：年額 700,000 円<br>第Ⅱ区分：年額 466,700 円<br>第Ⅲ区分：年額 233,400 円<br>第Ⅳ区分（理工農系）：年額 233,400 円<br>多子世帯は区分に関わらず：年額 700,000 円<br><br>* 日本学生支援機構給付奨学金が不採用もしくは支援区分外となった場合、本学独自の区分の適用なし<br>* 給付始期からの月割り金額で適用 |
| 収入による支援<br>区分見直し  | 年 1 回（10 月）<br>支給額が増減、0 円となる可能性もあり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 3 カ月ごと(収入に関する証明書類が 12 カ月分以上となった後は 1 年ごと)<br>* 3 カ月ごとに給与明細等の提出が必要で、提出された書類を元に見直しが発生(確認の結果 3 カ月ごとに支給額が増減、0 円となる可能性もあり)                                                                                               |
| 採用種別の<br>変更       | 家計急変採用への変更可能<br>(家計急変採用への再申請が必要)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 定期採用・二次採用への変更不可                                                                                                                                                                                                    |

※1 家計急変の事由が進学前に発生していた場合、進学後 3 カ月以内（2026 年度入学者）。申請可能な発生時期については奨学金案内（別冊）p.5 参照

## I 出願要件

給付奨学金案内(別冊)家計急変採用 P.4～7

本奨学金の出願については、日本学生支援機構給付奨学金（定期・二次採用）での出願要件に加えて、家計急変採用の対象となる事由を満たしていることが必要です。

日本学生支援機構給付奨学金（定期・二次採用）での出願要件は、青色冊子「給付奨学金案内」（以下 QR より読み取り）の P.6～11・P.14（収入基準については家計急変後のもの。以下「II 収入基準判定と支援額」ご参考）、家計急変採用の対象となる事由の詳細は緑色冊子「給付奨学金案内(別冊)家計急変採用」の P.4～7 を確認してください。

青色冊子「給付奨学金案内」はこちら→



また**家計急変後の収入状況が住民税情報に反映されるまでに申請する必要があり、採用後も3カ月ごとに家計の審査があります（p.1 参照）**。審査の結果、支援額が見直され、減額されたり0 円になったりする可能性があります。家計急変の事由が進学前に発生していた場合は、進学後3 カ月以内に申し込む必要があります。

## II 収入基準判定と支援額

給付奨学金案内(別冊)家計急変採用 P.11

家計急変採用における「支援区分」は以下 A および B で算出した**支援額算定基準額の合計(A+B)**により判定されます。

A.家計急変の事由に該当する生維持者については、申請時に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額と、マイナンバー等により取得した住民税情報を勘案し、支給額算定基準額を算出します。

B.家計急変の事由に該当しない生計維持者と学生本人については、マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算定します。

|                           |      | 支給額算定基準額                  | 自宅通学                      | 自宅外通学       | 国の減免額<br>(授業料) |
|---------------------------|------|---------------------------|---------------------------|-------------|----------------|
| 第Ⅰ区分                      |      | 100 円未満（非課税）              | 月額 38,300 円<br>(42,500 円) | 月額 75,800 円 | 年額 700,000 円   |
| 第Ⅰ区分(多子世帯)                |      |                           |                           |             |                |
| 第Ⅱ区分                      |      | 100 円以上<br>25,600 円未満     | 月額 25,600 円<br>(28,400 円) | 月額 50,600 円 | 年額 466,700 円   |
| 第Ⅱ区分(多子世帯)                |      |                           |                           |             | 年額 700,000 円   |
| 第Ⅲ区分                      |      | 25,600 円以上<br>51,300 円未満  | 月額 12,800 円<br>(14,200 円) | 月額 25,300 円 | 年額 233,400 円   |
| 第Ⅲ区分(多子世帯)                |      |                           |                           |             | 年額 700,000 円   |
| 第Ⅳ区分                      | 多子世帯 | 51,300 円以上<br>154,500 円未満 | 月額 9,600 円<br>(10,700 円)  | 月額 19,000 円 | 年額 700,000 円   |
| 第Ⅳ区分                      | 理工農系 |                           | 支給無し                      |             |                |
| 多子世帯区分<br>(Ⅰ～Ⅳに該当しない多子世帯) |      | 収入基準無し                    | 支給無し                      | 支給無し        | 年額 700,000 円   |

※家計急変の事由に該当しない生計維持者と学生本人の支給額算定基準額（上記 B）の合計が 154,500 円以上の場合は、家計急変の事由に該当する者の収入等にかかわらず、給付奨学金の支援対象になりません。多子世帯に該当する場合は、授業料等減免の支援対象となる場合があります。

※国の減免額（授業料）は、採用月から月割りにて算出されます。

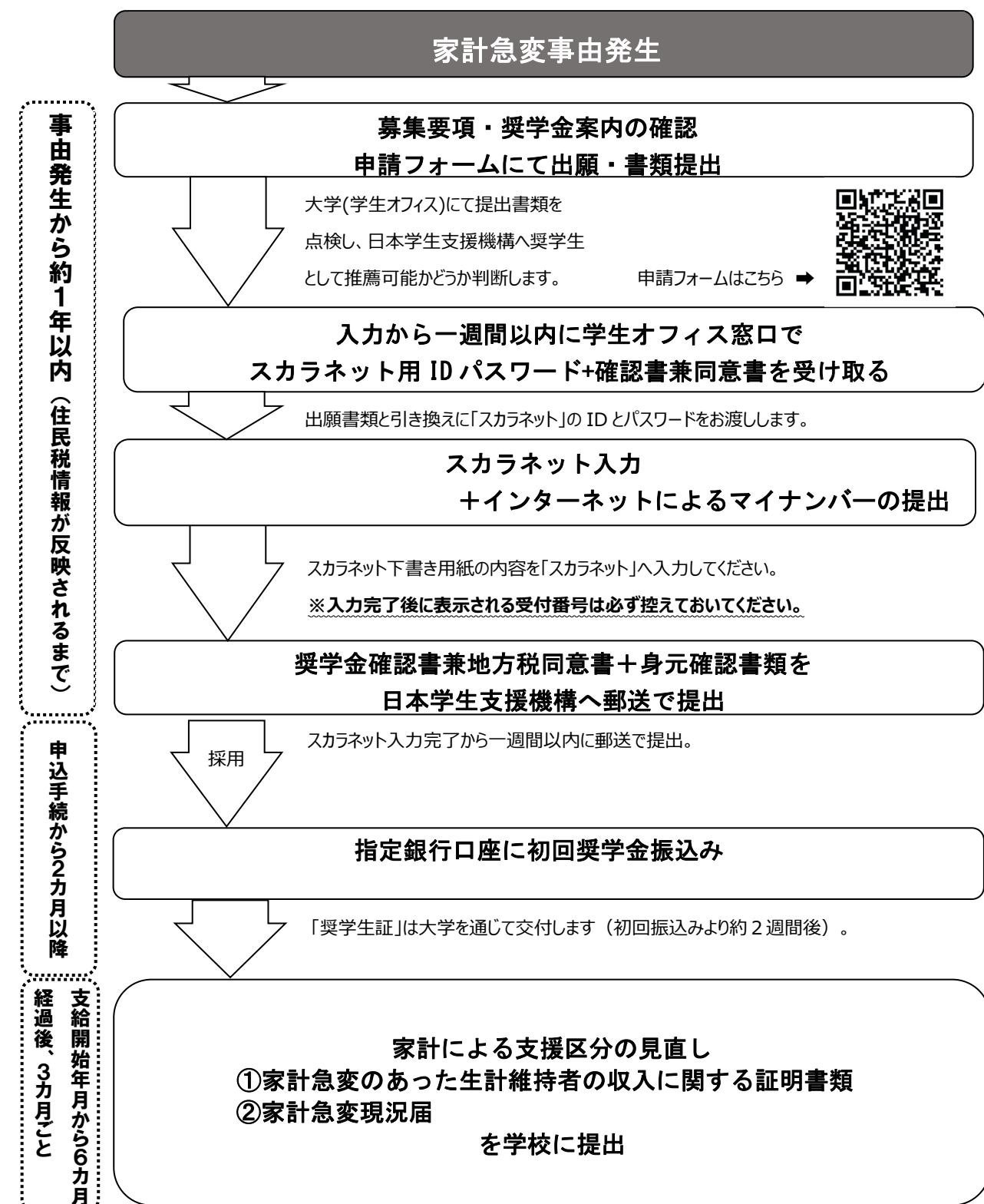
※家計急変採用では、本学独自の授業料減免制度「立命館大学学費減免」は適用されません。

※自宅外通学者も、採用時は自宅月額にて支給が開始されます。その後自宅外通学の証明書類を提出し、日本学生支援機構による審査が完了した後、自宅外月額が受給可能となります。

※現在、日本学生支援機構貸与奨学金第一種を受給中の方は、第一種奨学金の受給金額が調整され、おおむね減額されます。詳しくは青色冊子「給付奨学金案内」P.18～20 をご覧ください。

※資産基準は、申込日時点の学生本人と生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満であることです。また、多子世帯の授業料減免に係る資産基準は、学生本人と生計維持者の資産額の合計が 3 億円未満であることです。詳細は青色冊子「給付奨学金案内」P.9、17 を確認してください。

### Ⅲ 相談から受給までの日程



#### <注 意>

- 書類は学生本人が記入してください。
- 書類は必ず黒ペンや黒ボールペンで記入してください（鉛筆やシャープペン、消せるペンでの記入は認められません）。
- 出願書類の不備やスカラネット入力内容不備によりご希望通りの日程で受給できない場合があります。
- 上記日程はあくまで予定です。変更になる場合があります。
- 出願をされても日本学生支援機構の基準等により採用されない場合があります。

## IV Q&A

【Q1】給付奨学金の家計急変採用と貸与奨学金の緊急採用（第一種奨学金）を同時期に申し込んで採用された場合であつても、第一種奨学金の月額調整されますか？

【A1】調整されます。

【Q2】家計急変のあった生計維持者はマイナンバー提出の必要はありませんか？

【A2】必要です（死亡等やむを得ない事由によりマイナンバーを提出できない場合を除く）。家計急変の事由に該当しない生計維持者および学生本人についても、通常の申し込みと同様にマイナンバーの提出が必要です。

【Q3】現在、立命館大学独自の奨学金（近畿圏外からの入学者を支援する奨学金など）を受給していますが、給付奨学金との併給は可能ですか？

【A3】「近畿圏外からの入学者を支援する奨学金」および「立命館大学家計急変学費減免」は 2021 年度以降の採用者から併給不可となります。その他、本学独自の奨学金以外（民間財団奨学金など）はその制度によって併給の可否が異なります。各自でご確認ください。

【Q4】学業成績要件にある「標準単位数」とは何ですか？

【A4】「標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数」です。例えば要卒単位が 124 単位である学部の 2 回生基準の場合、計算式は「 $124 \div 4 \times 2$ 」、算出される標準単位数は「62 単位」です。